

<2025 年度>
第 31 回福島県ミッドシニア・グランドシニアゴルフ選手権競技競技規定

主 催 : 福島県ゴルフ連盟

〒960-8032 福島県福島市陣場町 9-36 三角ビル 2F

TEL : 024-528-8633 ・ FAX : 024-531-5670

開 催 日 : 2025 年 7 月 3 日 (木)

開催場所 : 安達太良カントリークラブ

〒964-0056 二本松市雄平台 15

TEL : 0243-24-2111 ・ FAX : 0243-24-2933

1. ゴルフ規則 : 日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定 : 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件 : 18 ホールストロークプレー (セルフプレー)
4. タイの決定 : 18 ホールを終わり 1 位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い、優勝者を決定する。
1 位以外のタイの場合は、マッチング・スコアカード方式により順位を決定する。
5. クラブと球 : 適合ドライバーヘッドリスト : ローカルルールひな型 G-1 を適用する。
プレーヤーがストロークを行うために使うドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに記載されているクラブヘッド (モデルとロフトで識別される) を持つものでなければならない。
このリストは定期的に更新され RandA.org で閲覧できる。
例外-1999 年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこのローカルルールから免除される。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰 : 失格
: 溝とパンチマークの仕様 : ローカルルールひな型 G-2 を適用する。
ストロークを行うとき、プレーヤーは 2010 年 1 月 1 日に施行された用具規則の溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使わなければならない。
現行のゴルフ規則への適合性がテストされたフェアウェイウッド、ハイブリッド、アイアン、ウェッジの用具データベースは RandA.org で閲覧できる。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰 : 失格
: 適合球リスト : ローカルルールひな型 G-3 を適用する。
ストロークを行うときに使用する球は、R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されているものでなければならない。
このリストは定期的に更新され RandA.org で閲覧できる。
このローカルルールに違反して最新のリストに掲載されていない球でストロークを行ったことに対する罰 : 失格
: 46 インチを超える長さのクラブの制限 : ローカルルールひな型 G-10 を適用する。
ストロークを行うとき、プレーヤーはパターを除き 46 インチの長さを超えるクラブを使ってはならない。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰 : 失格
こうした長さの仕様に適合しないクラブを持ち運んでいるだけで、そのクラブでストロークを行っていないのであれば、このローカルルールに基づく罰はない。
6. キャディー : (ミッド) (グランド)
正規のラウンド中、プレーヤーのキャディー使用は禁止する。
このローカルルールの違反の罰 : 「ローカルルールひな型 H-1.1」を適用する。
7. 競技終了時点 : 競技委員長が成績表を確認し、福島県ゴルフ連盟ホームページに成績が表示された時点をもって終了したものとみなす。
8. 参加資格 : (1) 加盟クラブの会員・福島県在住の JGA プレミアム会員 (各部門共通)
(ミッド) 昭和 35 年 12 月 31 日 (65 歳) 以前に誕生した者とし、ハンディキャブインデックス 22.4 (申込み時) までの者。

(グランド) 昭和 30 年 12 月 31 日以前に誕生した者 (70 歳以上) でハンディキャップインデックスを有する者。

*なお、暴力団並びに暴力的不法行為を行う恐れのない者とする。

(2) 本選手権競技は、県女子アマチュアゴルフ選手権競技会場と同一開催とする。

9. 賞 : (ミッド) (グランド)
優勝者に賞状・優勝杯 (レプリカ)、準優勝及び第 3 位に賞品
10. 参加申込み : (1) **加盟クラブ会員の参加希望者**
所属クラブに参加料を添えて申込むこと。申込みを受けた所属クラブは、東北ゴルフ連盟ホームページから申込むこと。
アドレス : <http://www.tga.gr.jp>
(2) **加盟クラブ会員以外の参加希望者**
所定の申込書により、直接、福島県ゴルフ連盟に申し込むこと。
FAX : 024(531)5670
11. 申込開始日 : 2025 年 5 月 20 日 (火) 午前 10 時から申込を受け付ける。
12. 申込締切日 : 2025 年 6 月 3 日 (火) 午後 5 時必着
*締切り後の申込みは、理由の如何を問わず受理しない。
13. 欠席届 : **参加選手は、選手本人が開催日前日までに、開催クラブ支配人及び連盟事務局宛て FAX にて届出ること。**
14. 参加料 : (ミッド)、(グランド) 各 4,000 円
(注) ・プレー代は参加者各自負担とする。
・参加料は申込締切日までに指定口座に振込むこと。
振込先: 東邦銀行南福島支店
普通口座 No. 62650 福島県ゴルフ連盟
*申込締切前に出場を辞退した場合、参加料は返金するが、申込締切後の
出場辞退は参加料を返金しない。
15. 指定練習日 : 6 月 16 日(月)・6 月 24 日(火)・7 月 2 日(水)の 3 日間に限り会員並扱いとする。
(予め開催クラブに予約すること)
16. 個人情報に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、福島県ゴルフ連盟が取得する参加申込者の個人情報_をを次の目的の範囲内で他に提供 (公表) することについて、予め同意することを要する。
(1) 当該競技 (以下「選手権」と称する) の参加資格の審査
(2) 選手権の開催及び運営に関する業務
これには、①参加者に対する競技関係書類 (組合せ表等) の発送、②選手権の開催に際し、選手権関係者 (報道関係者を含む) に対する参加者の氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属 (所属クラブ) その他選手紹介情報並びに選手権の競技結果の公表を含む。
(3) この申込による参加者の個人情報とその選手権における競技結果の記録の保存、並びに選手権終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表
(4) 各種感染症拡大防止に関連し、所轄保健所及び医療機関等への住所、氏名、電話番号等の公表
17. 肖像権に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、本選手権競技 (競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む) に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは福島県ゴルフ連盟の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物 (適正範囲の編集に限る) にかかる競技者の肖像権 (収録物等にかかる競技者の氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利) を福島県ゴルフ連盟に譲渡することを、予め承諾することを要する。
18. 服装規定など : プレーヤーは参加にあたり、主催者や開催コースより、服装規定やその他遵守すべき規定の通知があった場合はそれに従うこと。